

ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふれあい・いきいきサロンを実施している者に対し交付するふれあい・いきいきサロン事業補助金（以下「補助金」という。）について、真岡市社会福祉協議会補助金等交付規程に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 真岡市内でふれあい・いきいきサロンを実施する団体とする。

(補助対象事業及び金額)

第3条 ふれあい・いきいきサロン事業補助金は、事業実施期間のうちに10回以上開所するサロンに対し、サロン運営に必要な事務用品や茶菓子等を購入するための経費として、別表1に定める金額を交付するものとする。ただし、運営者の手当は、該当しない。

2 前項の規定に関わらず真岡市からすでに補助金交付を受けている事業は除くものとする。

(補助金の申請)

第4条 事業実施前に、ふれあい・いきいきサロン補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、真岡市社会福祉協議会に提出するものとする。

(1) 事業計画

(2) 予算

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 会長は、前条の交付申請があったときはその内容を審査し、交

付の適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 助成金の交付申請を行った団体は、前条の規定に基づく交付の決定通知があった場合は、請求書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた団体は、当該年度の2月末日までに、ふれあい・いきいきサロン補助金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添えて、真岡市社会福祉協議会に提出するものとする。

- (1) 補助事業等の実績報告書
- (2) 決算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表1 補助対象事業及び金額（第3条関係）

参加延べ人数	金額
50人以上100人未満	20,000円
100人以上200人未満	30,000円
200人以上	50,000円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

真岡市社会福祉協議会会長 様

（申請人）

住 所

団体等名称

役職・氏名

印

年度 ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付申請書

年度において ふれあい・いきいきサロン事業補助金
円を交付されますよう、ふれあい・いきいきサロン
事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

添付書類

- （1）事業計画
- （2）予算

様式第2号（第7条関係）

年度 ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付真社協指令第 号で交付決定の通知があった平成 年度 ふれあい・いきいきサロン事業補助金を上記のとおり交付されますよう、ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱の規定により請求します。

年 月 日

真岡市社会福祉協議会会長 様

（申請人）

住 所

団体等名称

役職・氏名

印

振込先

金融機関名	
支店名	
口座番号	
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
口座名義	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

真岡市社会福祉協議会会長 様

住 所

団体等名称

役職・氏名

年度 ふれあい・いきいきサロン事業補助金実績報告書

年 月 日付真社協第 号で交付決定の通知のあった
年度 ふれあい・いきいきサロン事業補助金について、その
実績を報告いたします。

記

添付書類

- (1) 補助事業等の実績報告書
- (2) 決算書